

学校規模適正化等検討委員会条例の制定について

1 趣旨

市立小学校及び市立中学校の通学区域の適正化及び弾力化並びに規模の適正化を推進する等の目的で、教育委員会の附属機関として横浜市学校規模適正化等検討委員会を設置します。

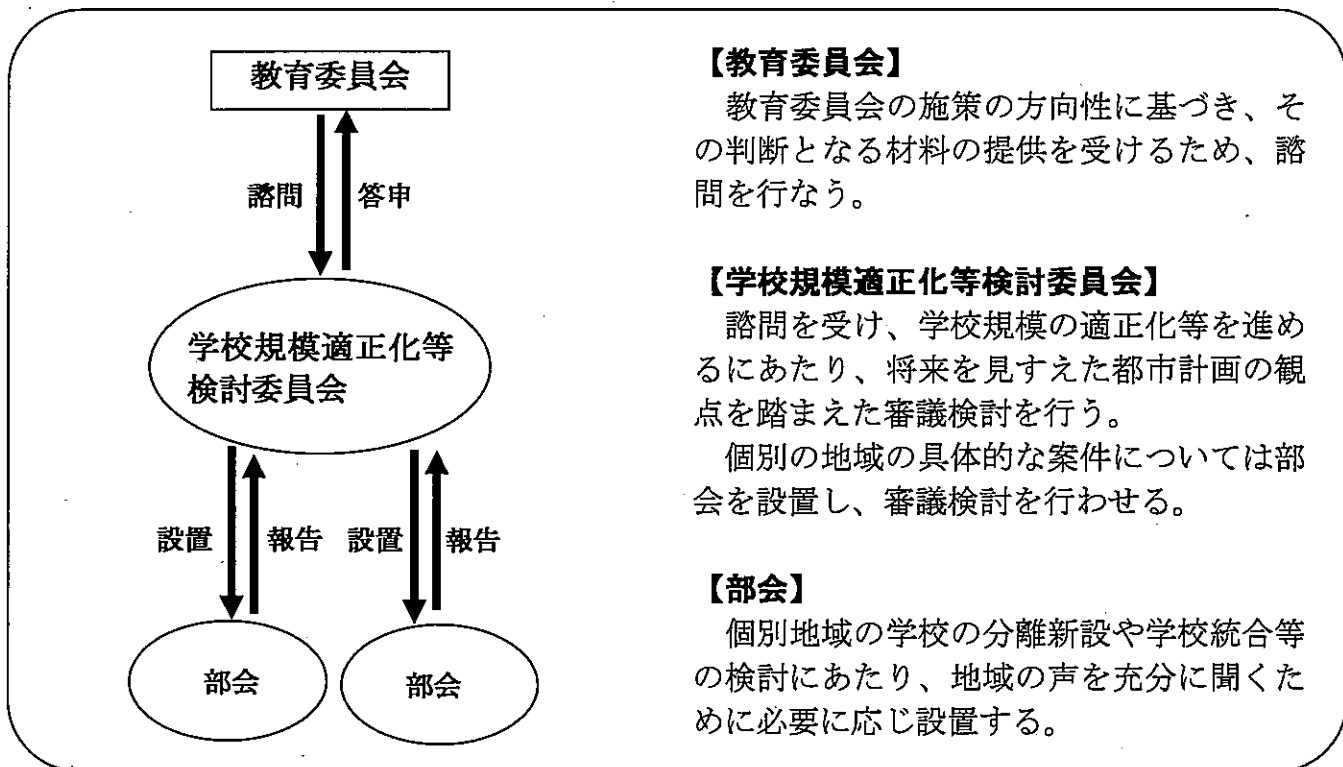
2 設置理由

(1) 学校規模の適正化(学校の分離新設や学校統合)を進めていく際、「新設校開校準備委員会」(仮称)や「小規模校再編検討委員会」(仮称)等を設置し、保護者・地域住民の理解と協力を得られるよう十分調整を行ったうえで実施しています。

従来から懇談会として設置しているこれらの委員会を、今後は地方自治法第138条の4第3項に基づき、合議制の**附属機関と位置付ける**こととします。

(2) 学校を取り巻く社会情勢は、これまで想定していなかった様々な課題も生じてきており、将来を見すえた都市計画も踏まえた幅広い検討が必要となります。**教育委員会が施策の決定をするにあたり、その判断となる材料の提供を受けるため**、教育委員会の附属機関である学校規模適正化等検討委員会を設置し、諮問を行います。

3 学校規模適正化等検討委員会と部会の関係と役割



4 委員会構成

<学校規模適正化等検討委員会について>

①学校規模適正化等検討委員会

【所掌事務】 市全体にかかわることを調査審議する。また、個別具体の課題を検討するための部会を設置する。

【委員人数】 10人程度(条例上は15人以内)

【任期】 2年(再任することができる)

【委員】 教育や地域コミュニティ/都市計画関係の学識経験者・地域関係者・保護者・学校長

②部会

【設置】 検討委員会に部会を置くことができる。

【所掌事務】 個別の地域の具体的な調査審議(学校の分離新設や学校統合等)を行なう。

【委員人数】 20~30人程度(条例上は30人以内)

【任期】 個別の課題について検討が終わるまで(通常1年以内)

【委員】 地域関係者・保護者・学校長等 ※関係する学校・地域から臨時に任命

※現在行っている個別地域の小規模校対策検討委員会は閉会し、**附属機関である学校規模適正化等検討委員会の部会として改めて設置**します。

5 今後のスケジュール(予定)

時期	学校規模適正化等検討委員会	部会
平成25年 10月	○現在検討を進めている地区の部会設置 ○学校統合が困難な小規模校の対応	H25.10 栄区の上郷中・庄戸中の小規模校対策で部会を設置 (その後のスケジュール) H25末 検討委員会への報告
平成26年 1月	○部会からの報告取りまとめ・教育委員会への答申 ○学校新設が困難な過大規模校の対応 ○26年度に検討を進める地区の部会設置	H26 市会二定で条例改正 H27 統合校開校